

保護者の皆様へ

令和8年度（9月～翌年3月分）の利用者負担額（保育料）について

1 利用者負担額（保育料）の概要

全年齢完全無償化へ！

【保育認定（2・3号認定）の0～2歳児】

- ・市独自の子育て支援策により、利用者負担額は無料になります。

【保育認定（2号認定）の3歳～5歳児 及び 教育認定児童（1号認定）】

- ・幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額は無料になります。

2 利用者負担額（保育料）の階層区分 ※参考

《ひとり親家庭の世帯等以外》

階層区分			0歳児～2歳児	
			保育短時間	保育標準時間
非課税世帯	1	生活保護受給世帯	0円	0円
	2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
市町村民税課税世帯	3	48,600円未満	16,800円	17,000円
	4	1 54,600円未満	22,600円	23,000円
		2 60,600円未満	23,600円	24,000円
		3 66,600円未満	24,600円	25,000円
		4 72,600円未満	25,600円	26,000円
		5 78,600円未満	26,600円	27,000円
		6 84,600円未満	27,600円	28,000円
		7 90,600円未満	28,600円	29,000円
		8 97,000円未満	29,600円	30,000円
	5	1 121,000円未満	33,500円	34,000円
		2 145,000円未満	37,400円	38,000円
		3 169,000円未満	41,400円	42,000円
	6	301,000円未満	45,300円	46,000円
	7	397,000円未満	47,200円	48,000円
	8	397,000円以上	49,200円	50,000円

市独自の子育て支援策により、0円へ！

《ひとり親家庭の世帯等》

階層区分		0歳児～2歳児	
		保育短時間	保育標準時間
1	市町村民税非課税世帯	0円	0円
2	市町村民税所得割額 77,101円未満	8,000円	8,000円

(備考)

- 市町村民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- 「ひとり親家庭の世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障がい者を有する世帯のことをいいます。
- この保育料のほか、給食費、制服代、通園バス代等の実費徴収が必要な場合があります。

【問合せ先】鹿屋市こども政策課 保育幼稚園係（17番窓口）

電話：0994-43-2111（内線3146）